外部サービス利用型
特定施設入居者生活介護事業所はにしな寮　重要事項説明書

当施設が利用者へ各種支援・サービス提供する際に、施設の概要や提供されるサービスなど説明すべき重要事項は次のとおりです。

1　特定施設入居者生活介護事業所はにしな寮（以下「はにしな寮」）が、提供するサービスについての相談窓口

担当者　　計画作成担当者
連絡先　　長野県埴科郡坂城町大字坂城 8814 番地の 10
電　話　　0268-82-2236

2　サービスの内容

（1）　基本サービス

①　特定施設介護サービス計画書の作成

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設介護サービス計画書（以下「特定施設サービス計画」という。）を作成します。

②　利用者の心身の状況等の確認

はにしな寮の職員により、利用者の日常における心身の状況、生活状況を確認し必要なサービスを提供します。

③　生活相談等

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

（2）　受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理、その他日常生活上の支援（以下「受託居宅サービス」という。）については、はにしな寮が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

・訪問介護　訪問介護事業所はにしな寮　　坂城町大字坂城 8,814 番地の 10
・通所介護　通所介護事業所さかき美里園デイサービスセンター
　　坂城町大字坂城 9,086 番地の 1
・訪問看護　訪問看護事業所武市医院　　坂城町大字中之条 132 番地 1

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて、はにしな寮がその都度委託する事業所より提供します。

・指定訪問入浴介護
・指定訪問リハビリテーション

・指定通所リハビリテーション
・指定福祉用具貸与
・認知症対応型通所介護

（３） 設備の使用、手続き及び介護サービス等

次の事項などのほか、利用契約書の規定によりますのでご参照ください。

① 居室

当施設の居室は原則２人部屋です。入所後、利用者の状況に応じて居室変更をする場合があります。

※ 居室移動に関する事項

ア 利用者は、原則として、利用契約の際に定めた居室を使用するものとします。ただし、適切なサービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、はにしな寮に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

一 現に利用している居室の環境・設備等が、より適切なサービス提供を受けるうえで著しい支障があるとき

二 他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき

三 利用している居室がより適切なサービス提供をするために、利用者の日常生活上著しい支障があるとき

イ はにしな寮は、より適切なサービス提供に著しい支障があると認められるときは、利用者の同意を得て、居室を移動することができます。

ウ 居室の移動を希望する利用者は、はにしな寮へ申し出てください。

エ はにしな寮は、前項の申し出を受けたときは、その適否を利用者に回答します。

オ はにしな寮が利用者の居室を移動する場合は、必ず利用者の同意を得ます。

カ 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は利用者の負担とします。

② 食事

朝食 7：20～ 7：50 頃

昼食 12：00～12：30 頃

夕食 18：00～18：30 頃

※ 食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。

※ 医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は、必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。細部については職員に相談してください。

③ 入浴介助は、必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。細部については職員に相談してください。

④ その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動付添等の介護は必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスで対応します。細部に

ついては職員に相談してください。

⑤　機能訓練

機能訓練は、必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。細部については職員に相談してください。

⑥　健康管理

原則月 2 回､診察室にて嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。なお、嘱託医以外への外来受診は原則として、利用者又は家族に受診していただきます。（通院介助が必要な場合にはご相談ください｡通院介助には費用がかかる場合があります。

（4）　その他のサービス

①　理美容

隔月、理美容の機会を設けておりますので、実費負担にて利用いただけます。ご希望の方は申し出ください。

②　所持品の管理

居室スペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。

③　レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います｡行事によっては別途費用がかかる場合があります。

④　ショッピング

月 2 回日用品・菓子等の販売を行っていますので、希望の方は実費負担にて利用いただけます。

⑤　常会

利用者同士の親睦と自治のための会です。入会金 3,000 円及び会費が毎月 300 円必要となります。

3　利用料金

（1）　保険が適用される基本料金（報酬告示関係　1 単位：10 円）

利用料金は下表の合計単位数に 1 単位の単価 10 円を乗じた額から介護保険負担割合証に示された利用者負担の割合を乗じた額。

①　外部サービス利用型特定施設入居者生介護費（基本部分）

一日あたりの料金	84 単位：	840 円	自己負担額：	84 円

②　障害者等支援加算

知的障害や精神障害等により特に支援が必要な利用者に対し基本サービスを提供した場合

一日あたりの料金	20 単位：	200 円	自己負担額：	20 円

③　サービス提供体制強化加算 I

⑴介護福祉士 70%以上、⑵勤続 10 年以上の介護福祉士 25%以上、⑶Life を活用した PDCA

サイクルの構築、高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除）等による役割分担の明確化を図った場合。

一日あたりの料金	22 単位：	220 円	自己負担額：	22 円

④ 介護職員処遇改善加算（介護職員処遇改善加算Ⅲ）

現に基本サービス料金、受託居宅サービスに要した単位に 13.0%を乗じた単位で算定。

⑤ 受託居宅サービス利用料（報酬告示関係　1 単位：10 円）

利用者が負担する額は、はにしな寮にお支払いください。サービス提供する事業者に支払う必要ありません。

ア 「指定訪問介護」

◎ 身体介護が中心である場合（1 回あたり）

15 分未満の料金	94 単位：	940 円	自己負担額：	94 円
30 分未満の料金	189 単位：	1,890 円	自己負担額：	189 円
45 分未満の料金	256 単位：	2,560 円	自己負担額：	256 円
1 時間未満の料金	341 単位：	3,410 円	自己負担額：	341 円
1 時間 15 分未満の料金	426 単位：	4,260 円	自己負担額：	426 円
1 時間 30 分未満の料金	511 単位：	5,110 円	自己負担額：	511 円

1 時間 30 分以上については、561 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位です。

◎ 生活援助が中心である場合（1 回あたり）

15 分未満の料金	48 単位：	480 円	自己負担額：	48 円
30 分未満の料金	94 単位：	940 円	自己負担額：	94 円
45 分未満の料金	142 単位：	1,420 円	自己負担額：	142 円
1 時間未満の料金	190 単位：	1,900 円	自己負担額：	190 円
1 時間 15 分未満の料金	214 単位：	2,140 円	自己負担額：	214 円
1 時間 15 分以上の料金	256 単位：	2,560 円	自己負担額：	256 円

◎下記のイからキのサービスは厚生労働省告示による当該サービスの単位数に 90%を乗じた単位数。

イ 「指定通所介護」

ウ 「指定訪問看護（病院又は診療所）」

エ 「指定訪問入浴介護」

オ 「指定訪問リハビリテーション」

カ 「指定通所リハビリテーション」

キ　「認知症対応型通所介護」

◎下記のクのサービスは、現に福祉用具貸与に要した単位に 1 単位の単価 10 円を乗じた額。

ク　「指定福祉用具貸与」

（2）　その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

ア　特別な介護費用

イ　協力病院以外で、遠方の医療機関への通院に要する費用

ウ　理美容代

（3）　支払方法

各利用者の当月請求額は、毎翌月 27 日に指定の口座より銀行振替にてお支払いいただきます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

4　苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

はにしな寮窓口

- 苦情解決責任者　所　長
- 苦情受付担当者　計画作成担当者　　、生活相談員
- 利用時間　　8:45　～　17:30
- 電　話　　0268-82-2236
- 休日・祭日は介護職員が対応しますが、質問内容により回答が後日になる場合がありますのでご了承をお願いします。

第三者委員　（第三者的な立場で相談を伺います。）

※ 行政機関その他苦情受付機関（土・日及び祭日は除く。）

・長野広域連合事務局福祉課・・・・026-213-5210

・長野市地域包括ケア推進課・・・・026-224-8929

・千曲市地域包括支援センター・・・026-273-1111（内線 1182）

・坂城町役場福祉健康課・・・・・・0268-82-3111（内線 132　福祉係）

他、出身市町村の福祉事務所又は役場福祉課

5　利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

ア　利用者の意見等を把握する取り組み　　意見箱を設置しています。

イ　第三者評価の実施の有無　　なし

7　事故発生等の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置について記録し、事業者の責に帰すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8　非常災害対策

災害時の対応	防災計画に基づき対応いたします。
防災設備	自動火災報知設備、消防署への通報火災報知設備、非常放送設備 スプリングクラー設備、屋内外消火栓、屋内消火器 非常用誘導灯・非常灯設備、非常警報器具及び設備、自動発電設備、 蓄電池設備、防火戸
防火訓練	年2回実施、地元四ツ屋区、御所沢区、第5消防団分団の協力 ① 夜間想定防災訓練（土石流、火災発生）《避難訓練、消火訓練》 ② 昼間想定防災訓練（火災発生）《避難訓練、消火訓練》
防火責任者	防火管理者

令和　　年　　月　　日

当はにしな寮の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護について、利用者に対して契約書（別紙）及び本書面に基づき重要事項を説明しました。

「事業所・はにしな寮」

事業所名　　特定施設入居者生活介護事業所はにしな寮

住　　所　　長野県埴科郡坂城町大字坂城8814番地の10

代表者名　　長野広域連合　はにしな寮施設管理者

坂　城　町　長　　山　村　　弘　　印

説 明 者　　職　　名　　計画作成担当者

氏　　名　　印

契約書（別紙）及び本書面により、はにしな寮から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

「利用者」

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（自署の場合 押印不要）

（代理人）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（自署の場合 押印不要）

個人情報に関わる同意書

特定施設入居者生活介護事業所はにしな寮が、サービス担当者会議等において、
私又は家族の個人情報の提供に関して必要が生じた場合の情報提供に同意します。

令和　　年　　月　　日

利用者
住　所　埴科郡坂城町大字坂城 8814 番地 10
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
（自署の場合 押印不要）

（代理人）
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
（自署の場合 押印不要）

家族
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
（自署の場合 押印不要）